



しまなみ通信 第19号

〒794-0043

事務所 愛媛県今治市南宝来町二丁目3番地7

弁護士法人 しまなみ法律事務所

TEL: (0898) 23-2136 FAX: (0898) 31-6541

HP: <http://www.shimanami-law.jp/>

<http://shimanami.way-nifty.com/>

MAIL: shi7-ma7@shimanami-law.jp

ごあいさつ

所長 弁護士 寄井真二郎

皆様、こんにちは。弁護士法人しまなみ法律事務所所長の寄井真二郎です。

しまなみ通信**第19号**をお届けします。しまなみ通信は、4月と10月に年2回皆様のお手元に届けさせていただいております。今年もはやいもので、はや4分の1が終わってしまいました。

4月から始まった消費増税の影響が、少し持ち直しつつある日本経済にどのような影響を与えるのかを心配しております。消費者の購買意欲に水をさすことは間違いありません。日常の生活用品、車や住宅などの高価品の買い控えにより、中小企業者の経営が厳しくなることを心配しております。

また、弁護士を取り巻く経済的・社会的な環境も、弁護士数の大幅な増加、新人弁護士の就職難、法科大学院の入学希望者の激減、弁護士の横領等の不祥事等、一層厳しさが増しております。

そのような厳しい環境の下で、私どものような地方の小さな弁護士法人が毎年新しい顧問様を得て皆様にリーガルサービスを提供できるのは、ひとえに顧問様をはじめとする皆様の支援による賜物であり、深く感謝をする次第です。

さて、平成25年11月以降平成26年4月現在までの当事務所に関連する主な出来事をご紹介します。

第1に、平成23年1月から当事務所で勤務してきた市川聡毅弁護士が7月からは国税不服審判所に勤務することを予定しております。国税不服審判所は、昭和45年5月に国税庁の附属機関(現在は特別の機関)として設置され、国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関から分離された別個の機関として、国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求について裁決を行い、納税者の正当な権利利益の救済を図る機関です。当事務所で市川弁護士は弁護士としてまた弁理士として様々な経験を積みしかも的確に対応し、お客様から非常に高い満足を得てきました。今後は、納税者の正当な権利利益の救済のために、当事務所で得た知識及び経験を元に一層の活躍を期待しております。なお、市川弁護士は6月末日頃までは当事務所において勤務しておりますので、引き続きご指導とご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

おって、市川弁護士が担当していた事案については、私が担当させていただくことになります。市川弁護士のように熱い思いで仕事に取り組んでいきたいと考えております。

第2に、当事務所では12月に新しい弁護士が入所する予定になっております。市川弁護士同様、

優秀で且つ熱い思いで業務を担当させていただきます。入所後のご挨拶は、来年4月のしまなみ通信第21号でさせていただきます。

第3に、当事務所では、4月から新しいスタッフが入所しました。廣川亮子と言います。愛媛県立今治北高等学校を極めて優秀な成績で卒業され、現役で神戸大学国際文化学部に入学し且つ優秀な成績で卒業された才媛です。今後ともご指導の程宜しくお願い申し上げます。

第4に、私が副会長を務める「**今治市行政改革推進審議会**」（会長・妹尾克敏松山大学法学部教授）が、昨年6月27日、平成26年1月14日、同月21日、2月17日、2月25日に開催されました。各委員の熱心な審議の結果、「公の施設等のあり方方針（案）に対する外部評価の実施」についての答申書をまとめることができました。810ある公の施設のうち、公の施設等として公共が保有すべき施設ではなく統廃合や民間譲渡等廃止を検討すべき施設と評価された111施設について、外部者の視線で審議させていただきました。その他に、最終日には、平成24年度今治市集中改革プランの進捗状況についての報告がありました。年々実質公債費比率（地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表す指標）は低下しており、全体として進捗状況はますますのようです。

第5に、経済法令研究会の「**銀行法務21**」という金融専門誌があるのですが、「銀行法務21」平成26年3月号（No.769）では「**銀行法務・コンプライアンスの現状と課題**」という特集が企画され、その中で、私が執筆した「**後見の後始末**」と題する小論文が掲載されました。被後見人が死亡した後の元後見人の苦労話を少しご紹介しております。顧問先様にはお送りさせていただきます。

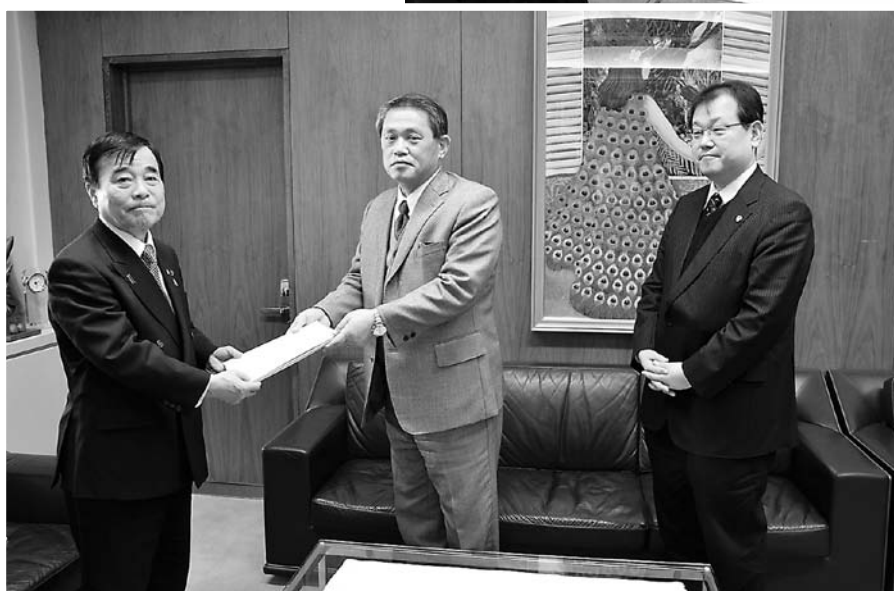
最後になりましたが、今回は、当事務所の顧問先様である伊予銀行様の大塚岩男頭取に、本号の原稿をお願いいたしました。業務で多忙を極める大塚頭取に無理を承知でお願いしたところ、快くお引き受けいただきました。今回のテーマは、「**地域の魅力を伝える**」です。

愛媛県今治から広島県尾道までの間の「しまなみ海道」の地域は、大塚頭取がお書きになっておられますとおり、気軽にサイクリングができ、様々な文化・芸術の見所があり、また文句なしの瀬戸内の海の幸が楽しめます。そして、伊予銀行様においては、今後も、地元の魅力や資源と銀行の機能やネットワークをうまく繋げていけるように体制を整え、金融分野にとどまらない幅広い地域活性化への貢献を果たしてまいりたいとのことです。当事務所も、伊予銀行様のように、地元「しまなみ海道」の魅力を県内外の方に伝えていけるよう頑張っていきたいと思っております。

大変貴重なお話ありがとうございました。本書をもって厚く御礼申し上げます。

本年10月発行予定のしまなみ通信第20号は、創刊の第1号から起算して、10年目になります。time flies like an arrowです。10年近く経過してお客様に対する満足度がどの程度上昇しているのかについては不安なところもあります。しまなみ通信については、当事務所の活動や魅力、しまなみ海道の魅力を伝えていけるよう、今後も工夫していきたいと思っております。

今後とも、当事務所に対して、ご指導とご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



上記の写真は、平成26年2月25日午後、当事務所の寄井真二郎弁護士が今治市行政改革推進審議会にて、同審議会の妹尾克敏会長に同行し、「公の施設等のあり方方針（案）に対する外部評価の実施について」という意見書を、菅良二今治市長に交付させていただいた時の写真です。

この2月7日から8日にかけて、一般社団法人日本損害保険協会医研センターが主催する「弁護士医療コース研修」を受講してまいりました。

この研修は、弁護士を対象とした、骨折、頭部外傷、頸部損傷という交通外傷についての医療知識の習得のための研修です。2日間にわたって、朝から夕方暗くなるまで、講義等が行われました。臨床経験豊富な医師の方々によって、それぞれの分野について、基礎的知識を中心としつつ、最新の問題にまでわたる、充実した研修でした。

研修が行われた一般社団法人日本損害保険協会医研センターは、御茶ノ水にあります。研修室には、様々な治療器具や人体模型等も数多く準備されており、見て、聞いて、触れることで難しい医療知識のレベルを高めるた



めの様々な工夫がされておりました。

研修2日目は、東京が45年ぶりともいわれる大雪に見舞われました。吹き荒ぶ大雪の中で、東京の子どもたちは喜んで雪遊びをしていましたが、慣れない医療の研修で疲れ果てた私には、そのような体力は残っていません。吹雪の中、積雪をかき分けて御茶ノ水駅にたどり着きました。飛行機は欠航でしたが、徐行運転の新幹線に飛び乗り、なんとかその日のうちに今治に帰り着きました。



知的なお話 ④

弁護士・弁理士 市川 聡毅

この2月14日・15日、今治ABC祭が開かれました。ABCとは、A：映像・B：B-1グランプリ®・C：キャラクターのことだそうで、全国から多数のご当地グルメや、ゆるキャラたちが今治にやってきました。私も、ご当地グルメを食べ比べるため行ってきました。

ところで、このご当地グルメ、「地名」+「一般的な料理名」という名称のパターンが多いように思います。例えば、「なみえ焼きそば」とか、「八幡浜ちゃんぽん」とか（でも「今治焼豚玉子飯」はちょっと違うパターンでしょうか）。

最近、こういったご当地グルメ等も新たな地域ブランドの1つとして注目されています。他方で、こうした地域ブランドについて、第三者による無断使用や信用棄損の問題も生じています。

このような問題を防ぐために、まず考えられるのは、こうしたブランド名を商標登録することです。しかし、「地名」と「一般的な料理名」だけからなる商標の登録は、従来、余程有名となったものでなければ基本的に認められませんでした。誰かに独占させる（他の人が使えなくなる）のは適切ではないからです。

平成17年には、地域団体商標の制度が創設されました。これによって「地名」+「一般的商品（サービス）名」での登録が容易になりました。当地でいえば、「今治タオル」、「菊間瓦」、「大島石」などがその登録例です。ただ、そのような地域団体商標の登録を行うことができるのは、農業協同組合等に限られていました。このため、ご当地グルメ等で町おこしを担う商工会議所や商工会、NPO法人等は、地域団体商標の登録を行うことができませんでした。このしくみの下では、例えば、浪江町商工会が担い手である「なみえ焼きそば」などは、この地域団体商標の制度を利用できないこととなるわけです。

しかし、平成25年6月の日本再興戦略や、知的財産推進計画2013では、この地域団体商標を、商工会や商工会議所等の地域活性化の担い手も登録できるようにすることがうたわれました。これを受けて、先日、商標法の改正案が閣議決定されました。近いうちに法改正が行われるものと思われる。

ご当地グルメ等を利用した地域活性化においても、今後、商標登録によるブランド保護のための選択肢が増えるわけで、歓迎すべきことだと思います。

ところで、地域団体商標に限らず、商標登録については、登録料や手間を考慮して、「もっと有名になってから」と考える向きが多いように思います。しかし、その結果、事業展開上重大な問題が生じ、かえって高くついてしまうということがままあります。大きく育てようと考えているブランドについては、あらかじめ商標登録を行うことも検討すべきでしょう。



ホウなん！

弁護士 寄井真二郎

昨年4月1日から、一定の条件のもとですが、**有期労働契約**が期限の定めのない**無期労働契約**に**転換**する内容等を含んだ新しい**労働契約法**が施行されました。

これは、正社員の解雇が難しい現状の中で、有期労働契約の活用に活路を見いだしてきた日本型企業経営からすれば、非常に大きな影響力を与えるものです。経営者としては、改正された労働契約法については、十分な知識とそれに対する対応を今すぐ検討しておく必要があります。

改正労働契約法18条は、同一使用者との間で締結した有期労働契約の契約期間が**通算して5年を超えた場合**、一定期間内に労働者から無期労働契約の締結についての申込みがあれば、使用者は当該申込みを承諾したものとみなされ、その結果、有期労働契約が無期労働契約に転換することを認めました。

無期労働契約に転換した後の労働条件は、期間の定めを除いては、原則として、有期労働契約の際の労働条件と同一となります。

この規定は、派遣労働者、パートタイム労働者、定年退職後に再雇用された高年齢労働者にも、適用されますので、雇用管理には注意が必要です。

無期転換への防衛策としては、①労働者の無期転換の申立てを阻止するために、申立権を事前に放棄させること、②契約通算期間が5年を超えることを阻止するために、5年以下の時点で雇い止めをすることや、クーリング期間を挟むこと、③同一の使用者によらないというためには、子会社や関連会社での雇用に切り替えること等が検討されています。

ただ、これらの防衛策は実際には難しいことが多く、例えば、施行通達によれば、事前の無期転換申出権の放棄は公序良俗に反し無効であるとされています。

現実的なところとしては、無期転換労働者を対象とする就業規則を作成して、無期転換労働者の具体的な処遇を明確にした上で、有能な有期労働者は積極的に社員として登用していくというのが妥当なように思われます。

それと、今回の改正はいわゆる「雇い止め法理」を明文化しました。即ち、**改正労働契約法19条**は、有期労働契約は、**有期労働契約が過去反復更新され社会通念上更新の拒絶が期間の定めのない労働契約を終了させることと同視できる場合**（1号）、又は、**有期労働契約の期間満了時に当該契約労働者が当該有期労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由がある場合**（2号）には、使用者による更新拒絶が、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、当該**有期労働契約が更新**したものとみなす規定を設けました。

また、**改正労働契約法20条**は、有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労

働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である**労働条件と相違する場合**においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、**不合理と認められるものであってはならない**と規定しました。簡単に言えば、有期労働者からは、この規定を根拠に、正社員との労働条件の格差是正を求めてくるのが予想されます。

この一連の改正は、民主党政権下においてなされたものですが、昨今のように有期労働者の割合が多くなっている企業にすれば、これまでのような雇用管理では対応が難しく、また、企業内組合がない企業の場合は、当該労働者は合同労組に加入して団体交渉を申し入れをしてくることも予想されますので、就業規則等の整備も急がれるところです。

労使紛争は一旦発生すると、時間もコストも大きくかかります。

万が一、御社にて労使紛争が発生した場合に労働者からの要請に対して防衛できる措置が講じられているのかをご確認されたらいかがでしょうか。



春浅し今日は昨日でなかりけり 稲畑 汀子

昨年は猛暑極寒、本当に寒かった冬が過ぎ、娘の誕生日を控えた春の足音が聞こえてくる頃、この句を思い出しました。

昨日と同じ今日はなくて、今日ではない明日が待っている。毎日同じような日常でも、決して同じ日はない。だから今日という日を大切に生きることが大事なのだと思わされる句です。

夜明けは徐々に早まっているのだけれど、普段あまり気づかずに、ある日突然気づくんですね。

「あれ？こんなに早く明けるようになったんだ。」

それに気づく頃、子どもたちが進級していきます。いつの間にか大きくなり、私の背を超え、見下ろされているような気もしますが（笑）、母の威厳はまだなんとか健在なようです（うるさいから…）。

今年は弁護士も書いていますが、しまなみ通信を出すようになって10年、そして、開業から15年を迎えます。「変化」の年と思い、気を引き締めながら、昨日とは違う今日を、そして今日とは違う明日へと、一步一步を大切に過ごしていこうと思います。（もう3分の1終わったけど…）

事務局 敏 江

昨年から念願の一人暮らしを始めました。大学生の時にも県外で一人暮らしを経験していたので、卒業後愛媛に帰省してからも常に考えていましたが、今回思い切って家を出る事にしました。といっても、実家まで5分という近距離のため、週に何回も帰っています。じゃあなんで家出たのって感じですが。実際のところ犬を飼いたいのですが、一人暮らしではいろいろ難しく、また、ペットは飼えない部屋なので、実家に帰った際に飼い犬のミニチュアダックスに癒されています。たまに帰ると喜んで飛んでくるので、ものすごく可愛いです。実家で生活していた際はさぼっていた料理も献立を考えながら毎日作るようになったので料理の腕も上がったように思います。何を作ろうかと考えながら買い物をする時も楽しいです。大学生の頃を少し思い出しました。

入所して早3年目になりましたが、毎日勉強の日々です。向上心を持って今年も乗り切りたいと思います。



事務局 脇 坂

いろいろな変化のあったこの冬。寒い、寒いと思っていた毎日から少し外に出てみようかなあと思えるようになってきました。年々体がなまっているように感じますが、冬も越したので、また海の季節です！（少し気が早すぎますが…）。毎週末、サーフィンに行きたいなーと思っはいるのですが、海が近い今治にいてもサーフィンはできません。おだやかな瀬戸内海。このときばかりは、大きい波がたたないかなあと考えてしまいます。

しかし、私、映画を見ることが趣味で某レンタルビデオ店にはお世話になりっぱなしの超インドアですので、冬はこたつがお友だちでした。冬も何か運動しなければ！と思い、「体も温まるし、キャッチボールでもしよう！」と考えましたが、「冷え性で指先冷たいし、強いボールきたら痛いよなあ…。」と断念。今年は1年かけて冬のスポーツ趣味探しをしたいと思っています。

事務局 瀬 野

寒い日々が続いていますが、1月に入ると松山への道すがら沢山のジョギングランナーを見かけます。その光景を見ると、「愛媛マラソン」が近づいてきたのだなあと感じます。毎年テレビで大々的に報じられていて、ランナーとして参加するにも抽選で落選する人もいると聞きます。

私はといいますと専ら観戦派であるため、テレビでみんな頑張っているなど観ています。マラソンは苦手なので、最近では自転車通勤が運動となっていますが、学生時代以降自転車に乗る機会もなくなっていたので、ちょっとした運動になっています。これがよいのか、今のところ風邪もひかず過ごせています。もう少し暖かくなったら、しまなみ海道を自転車で渡ってみようと思います。

事務局 村 上

❀❀ 書籍紹介 ❀❀

銀行法務・コンプライアンスの現状と課題

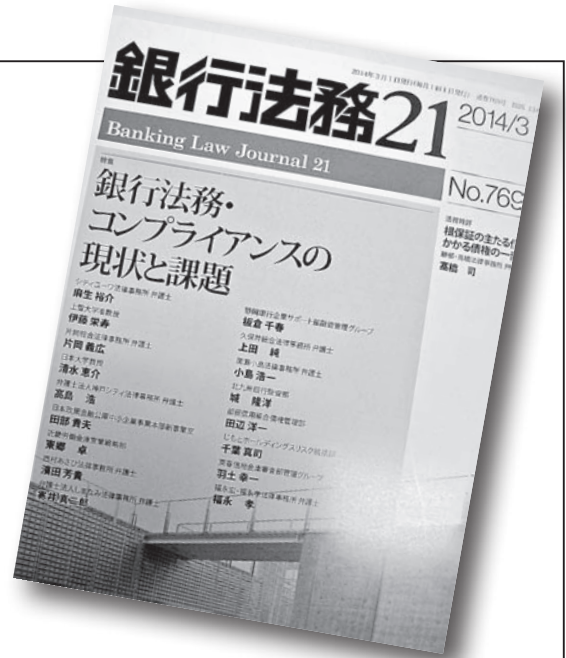
後見の後始末

高齢化が進み、弁護士が後見人に選任されることも少なくない。後見業務は本人死亡により終了する。後は相続人が複数いる場合には、代表者を決めてもらいその者に遺産を引き渡せばよい。ところが、相続人が対立している場合には代表者が決まらず話が面倒になる。ましてや本人が生前アパート等を経営して家賃を得たり、金融機関からの借入金がある場合はなおさらである。預金のある金融機関は本人死亡を知ると通帳を凍結してしまう。そうなると、通帳を使って家賃が入金できなくなったり借入金の返済ができなくなったりする。その結果、賃借人や借入先の金融機関から、元後見人の弁護士事務所にクレームが入る。元後見人の弁護士は、相続人を個別に説得するが、相続人の代表者を決めてもらえない。このような場合の対応が悩ましい。

物の本によれば、家事事件手続法200条1項に基づき、財産管理者選任の保全処分を申し立てるという方法が紹介されている。昔は遺産分割審判申立てとセットである必要があったが、新しい家事事件手続法で遺産分割調停申立てでも可能となった。ただし、相続人が申し立てなければならぬし、また、相続人の協力が得られるとしても、遺産分割調停の書類作成のためには準備のための時間も必要である。

より簡易な方法として、後見人が利害関係人として、民法918条2項の財産管理人選任申立てを行うという裏技もある。

いずれにしても、元後見人が財産管理人に引き続き選ばれるのが通常だと思われる。財産管理人に昇格(?)した元後見人は、早速賃借人や借入先に連絡をとることになる。今度は、借入先の金融機関から相続預金や家賃から弁済することについて共同相続人全員の同意書の提出を要求される。確かに、預金は可分債権。家賃も相続財産そのものではない。理由はわかるが、逐一相続人の同意が必要だと、管理が面倒になる。同じ財産管理人でも、相続人不存在の財産管理人とは大違いである。



「地域の魅力を伝える」

3月21日春分の日、広島宮島の瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」のオープニングイベントが開催されました。今年は、この博覧会を中心に、各地域の観光資源の魅力を再発見できるイベントが目白押しとなっています。

まず「しまなみ海道」では、前回の本稿で今治市の菅市長がご紹介されていたとおり、サイクリングを中心に様々なイベントが開催されます。私自身、外国或いは他県のお客さまをお連れして一緒にサイクリングをする機会が何度かありましたが、このロケーションと爽快感に、誰もが驚きと感激を口にされます。初心者でも気軽にサイクリングができ、様々な文化・芸術の見所があり、また文句なしの瀬戸内の海の幸が楽しめる「しまなみ海道」に、今年も沢山の方々をご案内したいと考えています。

松山では、道後温泉本館改築120周年を記念した「道後オンセナート2014」が開催されており、「最古にして、最先端」をコンセプトに道後地区一体で著名・気鋭のアーティストが多彩な作品を展開しています。温泉街の至る所で様々な仕掛けがなされ、随所でアート作品が楽しめるイベントが多数展開されておりますので、皆さまも是非足を運んで体感していただきたいと思います。

また、四国島内に目を向けますと、今年、空海が開いた四国霊場八十八カ所が開創1200年となり、この四国が世界に誇る文化遺産が大きな節目の年を迎えております。年間約13万人が全札所巡拝「結願（けちがん）」を達成するとのことで、私自身も再度その魅力に目を向けてみたいと考えております。

私は地域金融機関に身を置いておりますが、地域の魅力や資源と銀行の機能やネットワークをうまく繋げていけるように体制を整え、金融分野にとどまらない幅広い地域活性化への貢献を果たしてまいりたいと考えています。本年は、前述のイベントはもちろん、愛媛県は東アジアを中心に積極的に交流を図っており、観光庁は「新ゴールデンルート 京都～広島～松山」を海外にアピールしていることもあり、地元・愛媛を売り出す絶好の機会になると思いますので、私も多くの方々に愛媛を訪れていただけるよう頑張りたいと考えています。

伊予銀行 頭取 大塚 岩男

